

第1部

特 集

- 1 気候変動に対する「緩和策」と「適応策」について
- 2 さらなるごみの削減に向けて

1 気候変動に対する「緩和策」と「適応策」について

○ 気候変動への「適応」とは（緩和策と適応策）

近年、温暖化の影響とみられる気象の極端化によって、日本においても毎年多くの都市や山間の集落、離島等がこれまで経験のない集中豪雨や土砂災害に見舞われるようになりました。また、健康、防災、水利用、農林業、生態系といった分野にもさまざまな影響が現れはじめています。

温暖化がもたらすリスクが、社会によって制御できない程巨大になることを防ぐためには、21世紀を通じて温室効果ガス排出量を大幅に削減すること「緩和策」が必要です。

しかし、最大限の努力によって、18世紀の産業化以降の世界の気温上昇を2°C以内に安定させることができたとしても、今以上の被害が生じることは避けられません。こうした悪影響に備える対策が「適応策」であり、その計画と実施を進めていく必要があります。



図1 さまざまな分野における将来予測される影響

○ 気候変動適応法

これまで日本では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の下で、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）を進められてきましたが、気候変動の影響による被害を防止・軽減する適応策は法的には位置付けられていませんでした。

しかし、気候変動に対処し、国民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るために、温室効果ガスの長期大幅削減に全力で取り組むことはもちろん、現在生じており、また将来予測される被害の防止・軽減等を図る気候変動への適応に、多様な関係者の連携・協働の下、一丸となって取り組むことが重要となっています。

こうした状況を踏まえ、2018年12月に「気候変動適応法」が施行され、気候変動への適応を初めて法的に位置付けられ、取り組みが進められています。

※【参考】気候変動適応情報プラットフォーム（環境省）：<http://www.adaptation-platform.nies.go.jp/>

○ 気候変動影響と適応

市では、2016年10月に策定した「千葉市地球温暖化対策実行計画 改定版」の中で緩和策とともに、温暖化対策として適応策を新たに位置づけ、健康や防災等の分野別に施策を示しています。

例えば、健康分野では、熱中症搬送者数の増加が全国各地で報告されています。また、気候変動による気温の上昇や降水の時空間分布の変化は、デング熱などの感染症を媒介する蚊などの分布可能域を変化させ、蚊媒介感染症のリスクを増加させる可能性があります。

このような状況に対応し、市民の皆様が熱中症や感染症にかかるないように、日常生活の様々な場面において、気象情報の提供や注意喚起を行うほか、予防・対処法の普及啓発等を行うことで、気候変動への「適応策」として取り組んでいます。



図2 気候変動の緩和策・適応策の関係

○ 個人で取り組めること

「適応」は、国や地方自治体が行うものだけでなく、個人で行えるものもあります。

例えば、熱中症にならないために、こまめに水分補給をすることや、適切にエアコンを使用することなどが挙げられます。特に、日傘は直射日光を遮り、体感温度を下げる効果が期待でき、千葉市動物公園での日傘無料貸し出しイベントでは7割を超える方から「涼しい・暑さが和らぐ」「今後日傘を使う機会を増やしたい」とのアンケート回答をいただき、熱中症対策として有効であることを体感いただきました。また、集中豪雨による土砂災害や洪水に備えて、ハザードマップや避難経路を確認しておくことなども重要な適応の一つです。

「適応」には、健康や暮らしの安全を守ることを通じ、より一層豊かな社会を実現するという側面もあります。「適応」は新しい社会、そして未来を創造することとも言えるのです。

みんなで力を合わせて、素晴らしい未来にしていきましょう！

2 さらなるごみの削減に向けて

1 千葉市の焼却ごみ量



市では、2007年度から、「焼却ごみ1／3削減」を目標として掲げ、年間焼却ごみ量を25万4,000トンまで削減するため、ごみの減量及び再資源化に取り組んできました。この25万4,000トンという目標値は、当時市内に3つあった清掃工場を2つに減らし、2つの清掃工場で安定的にごみ処理が行える量として設定しました。

市民の皆様のご協力のもと、ごみ減量に取り組んできた結果、2014年度に焼却ごみ量が25万531トンとなり、目標を達成しました。これを受け、2017年3月末日をもって北谷津清掃工場を廃止し、3用地2清掃工場運用体制へ移行することができました。

しかし、今後もこの体制で安定的・継続的にごみ処理を行うためには、さらなるごみ減量・再資源化の取組を推進していく必要があります。

2 2019年度の削減目標

市では、「焼却ごみ1／3削減」の目標を達成した後も、毎年、焼却ごみ量の削減目標を掲げ、ごみの減量・再資源化の取組を推進しています。



2019年度は「木の枝・刈り草・葉」の資源収集や事業系生ごみの再資源化の誘導等により、前年度比1,500トンの削減を目指しています。

なお、2017年度から全市展開している「木の枝・刈り草・葉」の資源収集については、徐々に定着してきてはいるものの、まだ可燃ごみの日に排出されることも多い状況です。資源有効活用及び焼却ごみ削減の観点から、できるだけ資源物として排出していただくよう、引き続き周知・啓発に取り組んでいきます。

3 今世界的な問題となっていること

(1) プラスチックごみ



ポイ捨てなどにより、回収されずに河川などを通じて海に流れ込む「海洋プラスチックごみ」が発生しています。

世界全体で大量に発生する「海洋プラスチックごみ」は、容易には自然分解されず、多くが数百年間以上もの長期にわたり海に残り、このままでは 2050 年までに海洋中に存在する魚の総重量を上回ることが予測されるなど、地球規模での環境汚染が心配されています。

プラスチックは容易には自然分解されず、太陽の光や波の力で劣化し、小さくなっています。5mm 以下の小さなプラスチック片を「マイクロプラスチック」といいますが、小さくなつたプラスチックは回収が難しく、どんどん環境中に溜まっています。

こうした大量のプラスチックごみは、すでに海の生態系に甚大な影響を与えていています。死んだクジラの体内から大量のレジ袋が見つかったり、漁網（ぎょもう）に絡まつて溺死してしまった鳥やカメなどが見つかったりしています。また、観光地である海にも、多くのプラスチックごみが流れ込んでおり、経済的な被害も発生しています。

(2) 食品ロス



食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられている食べ物のことです。日本では、こうした食品ロスが、毎年 600 万トン以上発生していると推計されており、これは、国連世界食糧計画（WFP）による食糧援助量（2018 年度約 390 万トン）の 1.5 倍にもなります。

また、千葉市の家庭から出る可燃ごみについて、その内訳を調査したところ、1.8%が手つかずの食品でした。（2018 年度）

可燃ごみ全体の 1.8% というと、少なく感じるかもしれません。しかし、2018 年度の家庭から出た 1 年間の可燃ごみ量は約 15 万 8 千トンなので、約 3,000 トンの食品が全く手をつけられていない状態で捨てられている計算になります。

4 ごみの削減は、3 R が基本です！

「プラスチックごみ」も「食品ロス」も削減には 3 R が重要です！

まずは Reduce ごみにしない、ごみを出さない

何より大切なのは、ごみそのものを減らすことです。

- ・使い捨てプラスチックは、できる限り断りましょう。
- ・事前に買い物メモを作り必要なもののみ買いましょう。



つぎに Reuse ものを繰り返し長く使う

ものを大切に長く使うことも、ごみ削減につながります。

- ・洗剤などは詰め替えられる製品を選びましょう。
- ・余った料理はリメイクして食べきりましょう。

さいごに Recycle 資源として活用

Reduce、Reuse に取り組んでも出てしまったごみは、資源として活用しましょう。

- ・市では、資源回収を行っている店舗と、ごみ減量のための「ちばルール」行動協定を結んでいます。食品トレーや紙パックなど、協力店へ持ち込みましょう。